

子どもの貧困対策推進計画に係るパブリックコメント意見・趣旨

- 1 意見募集期間 令和6年12月17日から令和7年1月7日まで
 2 寄せられた意見 18件（1名・4団体）

テーマ	御意見・提案の要旨	府の考え方	計画案該当箇所
1 学校プラットフォーム	学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付けるために、教員が多忙であることも踏まえ、SSWの役割が重要だが、配置数は不十分であることから、学校ごとに1名配置できるための支援が必要	教育と福祉の連携体制のさらなる強化のため、引き続きまなび・生活アドバイザー等の配置の充実に努めてまいります。	p11、p13 ・地域における教育と福祉の連携体制の強化 ・適切な支援につなげるための体制整備
2 学校プラットフォーム	多くのSSWはアドバイザー止まりで福祉施策につなぐ役割を十分に果たせていないことから、SSWの現場の意見を集約した上で、コミットの仕方を見直すべき。	研修等の充実により教職員及びまなび・生活アドバイザー双方の資質向上を図ることで、困難な状況にある子どもに対し、一層効果的に連携・協働して適切な支援へつなぐことができるよう取り組みます。	p11、p13 ・地域における教育と福祉の連携体制の強化 ・適切な支援につなげるための体制整備
3 学校プラットフォーム	学校を起点に支援に結びつく仕組みの整備について、「「まなび・生活アドバイザー（京都式スクールソーシャルワーカー）」を学校組織に適切に位置付け、教職員と協働することで、困難な状況にある子どもを早期に把握するとともに、福祉関係機関と連携し、必要な支援につなげる体制の充実を図ります。」とあるが、連携先に支援団体等も記載してほしい。	御意見を踏まえ、「「まなび・生活アドバイザー（京都式スクールソーシャルワーカー）」を学校組織に適切に位置付け、教職員と協働することで、困難な状況にある子どもを早期に把握するとともに、学校と福祉関係機関や地域の支援団体等との連携を推進し、必要な支援につなげる体制の充実を図ります。」と修正します。	p11 ・学校を起点に支援に結びつく仕組みの整備
4 学校プラットフォーム	地域の居場所においてヤングケアラーの支援に取り組んでいるが、個人情報の壁を超える連携がなければ学校のプラットフォーム化は形骸化する。	関係機関や諸団体等との連携は重要であり、本計画においても柱の一つとしていますが、ご意見のように個人情報の取扱いに配慮が必要な場合も想定されます。個々の事案ごとに様々な状況や背景を踏まえ、各種法令等に照らしつつ、関係各所とも調整しながら、子どもの最善の利益の実現を図る観点から適切な連携の在り方を検討ていきたいと考えています。	p11、p12 ・地域における教育と福祉の連携体制の強化 ・関係機関・団体の連携推進

5 6 給食	<p>夏休み期間中は、こどもにとって最大の居場所である学校が使えなくなり、さらには給食がないことが大きな負担になっていることを踏まえ、長期休暇中に希望するこどもたちに対して、学校給食を提供できる体制を整えてほしい。</p> <p>また、長期休暇中の学校給食の提供体制が整うまでの間に、NPOなどが実施する長期休暇中の低所得の子育て世帯向けの食事支援事業に対する公的支援の枠組みを整えてほしい。</p>	<p>学校給食に関しては、市町村が実施主体であり、各市町村の判断により取り組まれているところですが、京都府では、子どもの貧困対策の主要な事業の一つとして、「子どもの城づくり事業」を実施しており、ひとり親家庭の子どもの居場所や子ども食堂などで長期休業中も含めて子ども達に食事提供ができるよう取組を進めてきたところですので、以下のとおり追記します。</p> <p>「また、子どもの居場所や子ども食堂などが、学校の長期休業中も含めて子ども達への食事提供の役割も担うなど、子どもが健やかに成長できるよう取組を進めます。」</p>	p12、p19 ・きょうと子どもの城づくり事業の推進
7 子どもの 城	<p>開催日が限られることの居場所などは、居場所として十分に機能しているか疑問である。</p> <p>また、子ども食堂は貧困世帯が行く所という印象がいまだにあり、苦しい家庭ほど食堂に行きにくくなっている。子どもの居場所や食堂が貧困対策になり得るという認識は改めてほしい。</p>	<p>子どもの居場所や子ども食堂の開催日数については、人材確保や予算等の面から十分に確保することに課題があると認識していることから、支援者同士のネットワーク構築や好事例の共有等を行い、実施団体の運営ノウハウ向上を促すことを通じて、開催日数の増加や人材の確保等に繋げるなど、子どもたちが安心安全に過ごせる多様な居場所が地域で多く確保できるよう取組を進めます。</p> <p>京都府においては、子どもの貧困対策の主要な事業の一つとして、「子どもの城づくり事業」を実施してきたところであり、福祉施策への入口となる重要な取組であることから、次期計画以降も引き続き推進を図りたいと考えています。</p> <p>なお、御意見のとおり、子どもの居場所や子ども食堂は貧困家庭に限らず、広く受け入れを行っているところであり、利用者が貧困家庭であるとの印象が定着しないように周知啓発を図りたいと考えています。</p>	p3、p12、p19 ・きょうと子どもの城づくり事業の推進

8	子どもの城	<p>子どもの城づくり事業における地域での展開について、地域の拠点となるNPO団体等が中心というには、限界があると考えており、拠点の最小単位として、各地域の保健所や市町村などの行政と民間が一体となった幅広い団体等を中心とする表現にできないか。</p>	<p>御意見を踏まえ、「地域の実情に応じた貧困対策を展開するため、地域の拠点となるNPO団体等が、地域の子どもの居場所や子ども食堂の開設・運営に係る支援やネットワーク構築等を行うことができるよう、保健所や市町村、教育機関が支え手の役割を果たしながら、取り組みを進めます。」に修正します。</p>	<p>p12 ・きょうと子どもの城づくり事業の推進</p>
9	子どもの城	<p>子どもの城における当事者交流だけでなく、それを支える居場所などの支援者も、府北部・中部・南部で地域実情が異なり事業者が少ない中、苦労していることから、当事者を支える事業者など支援者同士の交流の視点も入れてはどうか。</p>	<p>御意見を踏まえ、「子どもたちや支援者同士の交流について促進するためには、子どもの居場所実施団体同士の意見交換等を通じて、好事例の共有を図り、子どもたちや支援者同士が互いに思いを語り合うことのできる環境づくりを進めます。」に修正します。</p>	<p>p12 ・きょうと子どもの城づくり事業の推進</p>
10	子どもの城	<p>ひとり親家庭の子どもの居場所の事業種別について、50日型と100日型では運営のハードルの差が大きいため、50日型と100日型の間に、中間の種別を設けていただき、さらに柔軟に取り組めるようになるとありがたい。</p>	<p>子どもの居場所実施団体が地域の実情に応じて柔軟に取組を実施できるよう、子どもの居場所の実施要件についても適宜見直しを図るよう検討します。</p>	<p>p12、p19 ・きょうと子どもの城づくり事業の推進</p>
11	食育	<p>地域で子どもを支える支援体制の充実について、「NPO等と連携を図り、小学生とその保護者が一緒に調理することを通じ、食生活や食習慣の大切さを学ぶ機会の充実を図ります。」とあるが、「食育教育」の文言を追加してほしい。</p>	<p>御意見を踏まえ、「NPO等と連携を図り、小学生とその保護者が一緒に調理することを通じ、食生活や食習慣の大切さを学ぶ「食育」の機会の充実を図ります。」と修正します。</p>	<p>p18 ・地域における支援の充実</p>

12 食事提供	<p>貧困対策に係る食材の安定供給に関して、物流機能を有していない社会福祉協議会を中心とした支援ではなく、既存フードバンク団体の支援や既存フードバンク団体のネットワーク化が重要であり、フードバンク団体と京都府社会福祉協議会が有効に協働できるよう場所を整備することができないか。</p>	<p>京都府においては、「きょうとフードセンター事業」として、子ども食堂や子どもの居場所など府民へ食材提供を行う団体が継続して事業に取り組めるように、京都府社会福祉協議会を中心に、団体への食材の安定供給を行う仕組み構築に加えて、実施団体向けの研修等も行っており、団体間がノウハウを共有できるよう取組を推進しているところです。</p> <p>なお、フードバンクも含めた連携体制の構築や物流機能の強化については課題があると認識しており、引き続き検討を進めたいと考えています。</p>	<p>p12、p19 ・きょうと子どもの城づくり事業の推進</p>
13 食事提供	<p>フードセンターの機能強化について、ひとり親家庭等に食材を提供する団体が、経済的、時間的な制約により、フードセンターの拠点が少ないため指定された場所に取りに行けないなど事業活用に苦慮している。こうした課題を踏まえた表現にできないか。</p>	<p>「きょうとフードセンター」については、府内6箇所に設置をしているところですが、設置箇所数や設置場所については、利用する団体や食材提供者のニーズを踏まえて、適宜見直しを図るよう検討します。</p>	<p>p12、19 ・きょうと子どもの城づくり事業の推進</p>
14 体裁	<p>「子ども」と「こども」の表記について混在しているが、計画タイトルにある「子ども」に統一する方が良いのではないか。</p>	<p>御意見を踏まえ、法律名や子ども基本法に基づく「子ども計画」、固有名称である「認定こども園」や「子ども家庭センター」、「子どもの城」、「(ひとり親家庭の)子どもの居場所」を除き、表記を「子ども」に統一します。</p>	<p>計画全般</p>
15 ひとり親支援（全般）	<p>昨今、国内の諸物価の高騰が著しく、ひとり親世帯の生活を直撃しているが、京都府には、食料品・生活必需品配布事業などの経済施策の推進により、ひとり親世帯から感謝の声が寄せられている。引き続き、多様化するひとり親世帯等への支援について、細やかで、重層的な支援をお願いしたい。</p>	<p>ひとり親家庭の経済的状況は依然として厳しい状況にあると認識しており、次期計画においても「子育て当事者への支援」として、ひとり親家庭等への就業支援や経済支援、社会的孤立を防ぐ取組の推進などに取り組むこととしており、引き続きひとり親家庭の支援を包括的に推進します。</p>	<p>p21、p22、p23 ・子育て当事者への支援</p>

16	ひとり親支援（全般）	<p>貧困というと金銭面にクローズアップされがちだが、心の貧困の問題もある。周りからの支えがないことや、行政の支援が万遍なく行き届いてないこと、行政が各家庭の事情を鑑みていないことが子どもの貧困に繋がる。</p>	<p>「子どもの貧困」については、御意見のとおり、経済面だけでなく精神面においても、当事者世帯の社会的孤立などが課題となっていると認識しているところ。次期計画においては、「子育て当事者への支援」として、ひとり親家庭等の就労支援や経済的支援に取り組むとともに、親同士の交流や心理相談などについても記載しており、ひとり親家庭などの子育て当事者が社会的に孤立しないよう取組を進めます。</p>	<p>p21、p22、p23 ・子育て当事者への支援</p>
17	貧困家庭の学力	<p>「中学校卒業生徒の主な進路状況についても、経済的に困難な家庭の子どもの全日制高校への進学率が府全体より低い状況は変わっていない」とあるが、中学校入学後的一般家庭の多くの生徒は「塾」通いをしているが、貧困家庭の生徒や多子兄弟姉妹の家庭では塾通いを断念せざるを得ず、学力格差が顕著にある状況を記載してほしい。</p>	<p>経済的に困難な家庭の子どもの学力や進学率は府平均を下回る状況にあり、要因の一つとして生活習慣や学習習慣が定着していないことが見て取れますか、通塾の有無による影響は把握しておりません。学校においては、これまでから一人一人の学力・学習状況の把握や個別補習などの学習・個別支援に取り組んでおり、地域においてもひとり親家庭や困窮世帯向けの学習支援事業を実施しています。次期計画においても、経済状況により学力格差が生じることのないよう、学校ごとの取組状況も踏まえた上で学力の充実に努めてまいります。</p>	<p>p8、p9、p17、p18 ・貧困が及ぼす子どもへの影響</p>
18	養育費支援	<p>ひとり親家庭の一部しか養育費を受け取っていない実態を踏まえ、養育費の立替支援に市町村が取り組めるよう、京都府として働きかけと財政的支援を行ってほしい。</p>	<p>養育費の取り決めを行っている世帯は増加傾向にあるものの、依然として養育費の確保は重要な課題であることから、次期計画において新たに「養育費確保の支援」として弁護士による無料の法律相談などの取組を記載することとしており、ひとり親家庭の子どもに不利益を生じないよう推進します。</p>	<p>p22 ・養育費確保の支援</p>